平成２６年（フ）第１６０号
大分県別府市大字南立石1413番地
債務者　小田　良子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
兵庫県川西市出在家町13番32―303号
債務者　大下　義弘
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
兵庫県伊丹市野間６丁目２番12―306号
債務者　吉田　一弘
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
兵庫県伊丹市森本６丁目138番地、前住所兵庫県伊丹市森本５丁目87番地
債務者　西原　卓也
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目54番地　フュテュール尼崎102号、前住所兵庫県尼崎市元浜町１丁目25番地の24
債務者　山口　　潤
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
島根県浜田市金城町七条ハ574番地11
債務者　山田　　類
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第５８号
山口県山陽小野田市波瀬１丁目１番22号
債務者　堀内　謙一
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６２号
山口県宇部市大字妻崎開作969番地１カムールアッシュＢ棟202号
債務者　曽我部　篤
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５９号
福島県郡山市大槻町字町裏15番地の２
債務者　村越　　光
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―1003号
債務者　谷川　和之
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４３号
神戸市中央区中山手通２丁目３番11号　佐々木ビル101、従前の住所神戸市兵庫区上祇園町10番16号　グローバル上祇園404号
債務者　平見　賢司
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８８号
埼玉県白岡市小久喜92番地１
債務者　鬼久保由希子（旧姓徳坂）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
北九州市小倉北区金田１丁目２番15―304号
債務者　小柳　晶子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９４号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地16棟304号
債務者　池田　大和
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１５号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目３番３―102号
債務者　石塚　金作
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２６号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目36番地の４　アンクレージュ102号
債務者　茂木　恵美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３２号
千葉県柏市十余二254番地464　レーベンハイム柏307号
債務者　松尾有紀子（旧姓清宮）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部